

【参考2】投票所入場整理券

現住者用宛名用紙

(表)

0000002 01/02 A1AA000001#

この用紙は宛名紙です。

[投票所入場整理券]ではありません。

※裏面にも、投票についての大切なお知らせ
がありますので、お読みください。

東京都議会議員選挙
投票日 **7月4日**
投票時間 午前7時～午後8時

100000 A1AA000001#

(裏)

東京都議会議員選挙 《投票日》令和3年7月4日(日) 《投票時間》午前7時～午後8時

新型コロナウイルス感染症対策
各投票所及び期日前投票所において消毒液の設置など感染予防対策を講じてまいります。投票所にお越しの際は、ご理解ご協力をお願いします。
《投票所へお越しの方へ》
鉛筆を持参し、投票用紙に記入することができます。ボールペン(特に水性)は、インクがにじむ可能性があるため推奨しませんが、ご使用いたしても構いません。
・マスクの着用やフェイスシールド、乗前前後の手洗いに協力ください。
・周りの方との距離を保つようお願いいたします。

お知らせ
●このお知らせは、世帯ごとに送付しています。
●投票所には、ご自分の「投票所入場整理券」をお持ちください。
●「投票所入場整理券」が破れても、投票される日に選挙権がない方は投票できません。
●投票当日は「投票所入場整理券」の表面の投票所以外では投票できませんので、ご注意ください。
●「投票所入場整理券」を紛失した場合でも投票できますので、投票所係員にお申し出ください。

投票される日までに転出される方へ
○都内に転出 ⇒ 「引き続き都内に住所を有することの確認」が必要です。
※詳細は投票所入場整理券の裏面をご確認ください。
○都外に転出 ⇒ 投票できません。

お身体の不自由な方等へ
各投票所には、車いす、点字器、虫めがね、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボードを用意していますので、投票所係員にお申し出ください。
また、いずれの投票所も車いすでのご参りいただくことができます。

代理投票
疾病などによりご自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します(ご家族などが代筆することはできません)。なお、投票の届数は必ず書かれます。

選挙公報
選挙公報は、6月27日(日)以前に各世帯の郵便受け等に順次配布します。万一、届かない場合は、世田谷区選挙管理委員会にご連絡ください。
※6月29日(月)以降、区の施設(区役所、総合支所、出張所、まちづくりセンター、区民センター、図書館等)にも備え置きます。
※東京都選挙管理委員会のホームページ(<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>)にも掲載されます。

お願い
投票所へのお車での来場はご遠慮ください。
また、ベトを連れての来場もご遠慮ください。
※補助犬は入場することができます。

世田谷区選挙管理委員会
〒154-8788(選挙情報専用) 世田谷区世田谷4丁目21番27号
電話 03(5432)2751 FAX 03(5432)3045

現住者用投票所入場整理券

(表)

※(表)は青、(裏)は赤を基調として作成。

投票所入場整理券

東京都議会議員選挙
令和3年7月4日(日) 午前7時～午後8時

投票区 投票日当日のあなたの投票所(他の場所では投票できません)

001 池尻まちづくりセンター
池尻3-27-21

簿冊 頁 行 名簿対照

0000001 02/02 A1AA0000011

1 投票所 池尻まちづくりセンター
所在地 池尻3-27-21

A0000000000A

※裏面をお読みください。

(裏)

投票日当日に投票する方法
投票当日、表面の投票所に、この「投票所入場整理券」をご本人がお持ちください。

世田谷区内で期日前投票をする方法
投票日当日に表面の投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票をすることができます。投票の際は、右の枠内に本人が記入した上で、区内の期日前投票所へお持ちください。
※受付場所・期前票は同封の「期日前投票のご案内(黄色いチラシ)」をご覧ください。

世田谷区外で投票する方法(不在者投票)
右の枠内に本人が記入し、郵送で世田谷区選挙管理委員会へ投票用紙等の交付を請求してください(FAXでは請求できません)。なお、この方法は郵便によるため、日数を要します。請求および投票はなるべく早めをお願いいたします。

投票される日までに都内に転出される方、された方
(都外に転出した場合は投票できません。)
投票日当日の投票、期日前投票、または不在者投票の請求の際に、下記①、②いずれかにより、引き続き都内に住所を有することの確認が必要となります。
①「住民票の写し」(名簿登録地である世田谷区の住所が記載されているもの)を提示する。
※住民票の写しは、転出先の区役所からの窓口で「選挙用」と申し出れば無料となります。
※不在者投票の請求の場合は、住民票の写しを本請求書と一緒に郵送してください。
同封されていない場合は、下記②の方法による。世田谷区選挙管理委員会と住所の境目郵便を定めていただきます。なお、必要書類・筆跡の写しは不備です。
② 必要書類に記入し、引き続き都内に住所を有していることの確認を申し出る。
⇒住民票の写しは不要ですが、電話照会するため確認にお時間を要します。

世田谷区選挙管理委員会
〒154-8788(選挙情報専用) 世田谷区世田谷4丁目21番27号
電話 03(5432)2751 FAX 03(5432)3045

＜投票日当日に投票される方は下の枠内に記入する必要はありません＞

期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書) 月 日

私は、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙の当日、下記のとおりに該当する見込みです。以上、事実であることを誓い、併せて投票用紙等の交付を請求します。

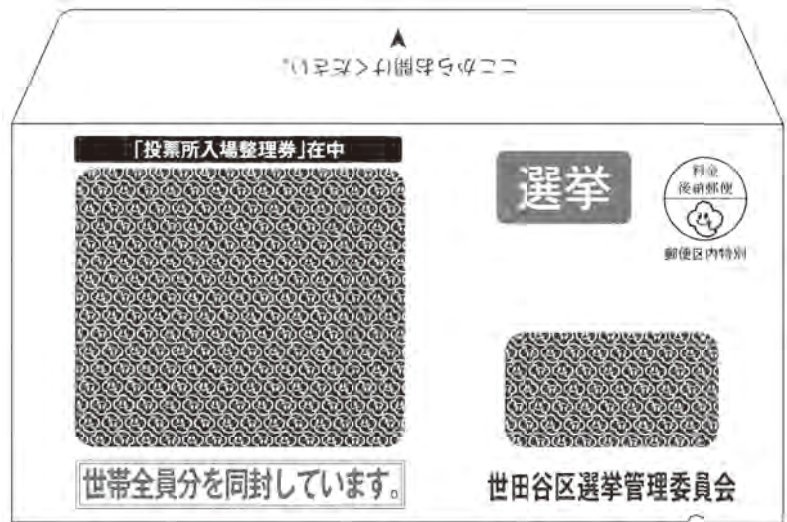
氏名	生年月日	期前・大・昭・平・西暦
住所 (名簿登録地)	世田谷区	丁目 番 号
(アパート等の名称・郵便番号)		
期日前(不在者)投票をする理由(事由)	※当ではまる項目(ア～オ)に印をつけてください	
ア	仕事・学業・結婚・旅行・冠婚葬祭などのため	
イ	レジャー・用事などで他の区市町村や区内(投票所外)に外出・旅行・滞在するため	
ウ	疾病・負傷・身体の障害・出産などにより歩行が困難なため	
エ	都内の他の区市町村に居住のため	
オ	天災または悪天候により投票所へ行くことが困難なため	
世田谷区外の投票所で投票する方法(不在者投票)の場合は、必ず投票用紙等の希望送付先(受け取る場所)・電話番号をご記入ください。※期日前投票の場合は不要		
〒	投票所	区市町村
自宅 ()	投票所 ()	

事務処理欄	受付場所	名簿対照	都内転出欄
			確

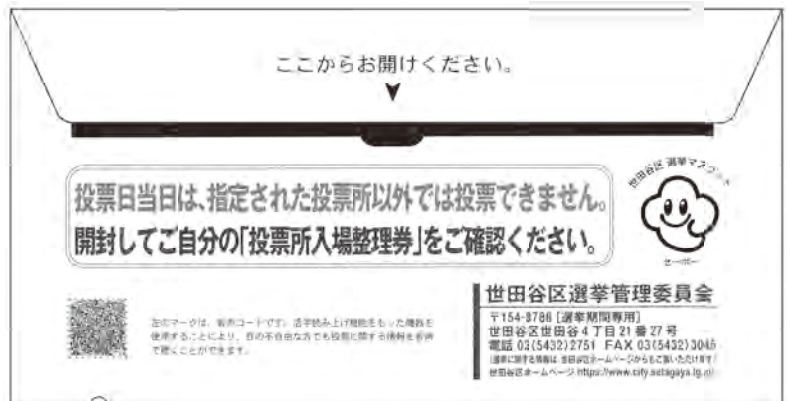
現住者用封筒

※（表）（裏）とも緑を基調として作成。

（表）



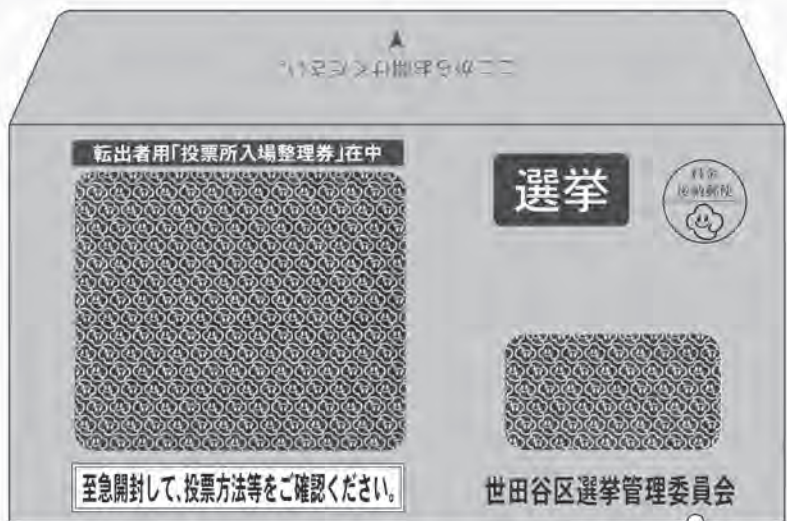
（裏）



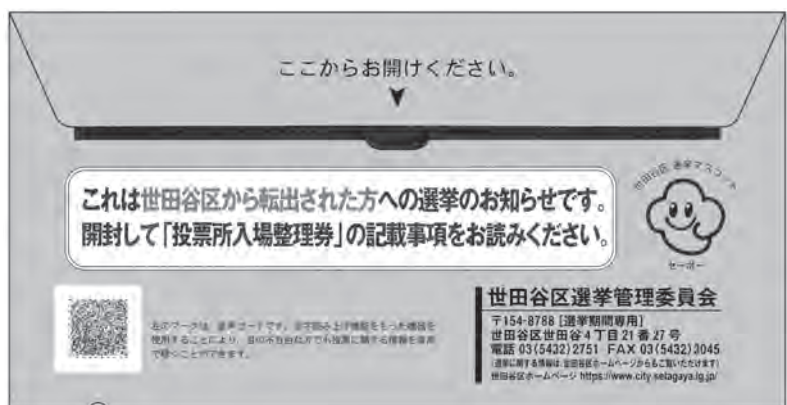
転出者用封筒

※（表）（裏）とも緑を基調として作成。

（表）



（裏）



整理券再交付・予備用

(表)

※ (表) は青、(裏) は赤を基調として作成。

投票所入場整理券

東京都議会議員選挙
令和3年7月4日(日) 午前7時～午後8時

0000001 02/02 A1A0000001

1 投票所 池尻まちづくりセンター
所在地 池尻3-27-21

様

投票区	投票日当日のあなたの投票所(他の場所では投票できません)
001	池尻まちづくりセンター 池尻3-27-21

簿冊	頁	行	名簿対照
9	0	0	1

※裏面をお読みください。

(裏)

投票日当日に投票する方法

投票日当日、表面の投票所に、この「投票所入場整理券」をご本人がお持ちください。

世田谷区内で期日前投票をする方法

投票日当日に表面の投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票をすることができます。投票の際は、右の枠内にご本人が記入した上で、区内の期日前投票所へお持ちください。
※受付場所・期前等は同封の「期日前投票のご案内(黄色いチラシ)」をご覧ください。

世田谷区外で投票する方法(不在者投票)

右の枠内にご本人が記入し、郵送で世田谷区選挙管理委員会へ投票用紙等の交付を請求してください(FAXでは請求できません)。なお、この方法は郵便によるため、日数を要します。請求および投票はなるべくお早めをお願いします。

投票される日までに都内に転出される方、された方

(都外に転出した場合は投票できません。)

投票日当日の投票、期日前投票、または不在者投票の請求の際に、下記①、②いずれかにより、引続き都内に住所を有することの確認が必要となります。

① **「住民票の写し」(名簿登録地である世田谷区の住所が記載されているもの)を提示する。**

※住民票の写しは、転出先の区市町村の窓口で「選挙用」と申し出れば無料となります。
※不在者投票の請求の場合は、住民票の写しを本請求書と一緒に郵送してください。
開封されない場合は、下記②の方法により、世田谷区選挙管理委員会へ住所の確認手続きをさせていただきます。なお、必要書類・確認の申し出は不要です。

② **必要書類に記入し、引続き都内に住所を有していることの確認を申し出る。**

⇒住民票の写しは不要ですが、電話照会するため確認にお時間を要します。

<投票日当日に投票される方は下の枠内に記入する必要はありません>

期日前(不在者)投票 投票用紙(兼請求書) 月 日

私は、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。以上、事実であることを誓い、併せて投票用紙等の交付を請求します。

氏 名	生 年 月 日	期：大・昭・平・西暦
住 所 (名簿登録地)	世田谷区	丁 目 番 号
(アパート等の名称・部屋番号)		

期日前(不在者)投票をする理由(事由) ※当ではまる項目(ア～オ)に○印をつけてください

ア 仕事・学業・地域行事・冠婚葬祭などのため

イ ショッピング・用事などで他の区市町村や区内(投票区外)に外出・旅行・滞在するため

ウ 疾病・負傷・身体の障害・出産などにより歩行が困難なため

エ 区内の他の区市町村に居住のため

オ 天災または悪天候により投票所へ行くことが困難なため

世田谷区外の投票所で投票する方法(不在者投票)の場合は、必ず投票用紙等の希望送付先(受け取れる場所)・電話番号をご記入ください。※期日前投票の場合は不要

投票用紙等の希望送付先(アパート等の名称・部屋番号まで正確にご記入ください)

〒 都 道 区 市 町 村

自宅 () 携帯 ()

事務処理欄	受付場所	名簿対照	都内転出者
			確

世田谷区選挙管理委員会

〒154-8788(選挙期間専用) 世田谷区世田谷4丁目21番27号
電話 03(5432)2751 FAX 03(5432)3045